



事務連絡
令和4年1月18日



各関係団体の長 殿

鹿児島労働局労働基準部
健康安全課長

石綿事前調査結果報告制度の周知について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年7月1日付け厚生労働省令第134号）による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。）に基づき、施工業者は建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があり、令和4年4月1日着工の工事から適用されます。

また、一定規模以上の工事は、あらかじめ施工業者が労働基準監督署と自治体に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。

今般、同報告の対象に船舶を加えること等を内容とする石綿則等の改正も令和4年1月に公布予定であることから、船舶の解体・改修工事を行う事業者に対し、それに関する周知を行うとともに、建築物、工作物解体・改修工事を行う事業者等に対しても改めて改正内容等の周知を図ることといたしました。

つきましては、関係団体等の皆様におかれましては、会員企業その他関係者の皆様方に対し、同報告制度の周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、改正趣旨、内容等の周知に活用している、パンフレットを添付いたします。

（本件照会先）

鹿児島労働局労働基準部健康安全課

099-223-8279

担当：課長補佐 前野

事前調査の結果の報告が 施工業者 (元請事業者)の義務になります!

-2022年4月1日着工の工事から適用-

事前調査とは?

- ☑建築物・工作物等の解体・改修工事(※)を行う際には、施工業者は、法令に基づく石綿(アスベスト)の使用の有無の調査を行う義務があります。

※改修工事には、リフォーム、修繕のほか、塗装、外壁補修、各種設備工事(電気、配管、給排水、冷暖房その他機器取付け・補修・改修等)であって既存の躯体等の一部を除去・研磨したり、穴を空けたりするものも含まれます。小規模のものも対象です。
- ☑建築物については、建築物石綿含有建材調査者又は日本アスベスト調査診断協会の登録者が調査を行う必要があります。

※令和5年10月1日からに着工する工事から。ただし、令和5年10月1日より前においても、資格者が調査を行うことが望ましいです。

事前調査
を行っている
イラスト
(作成中)

詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。
厚生労働省のサイトでも情報を掲載しています。

石綿総合情報ポータルサイト

検索

事前調査の結果の報告とは?

- ☑事前調査を行ったもののうち、一定規模以上の工事については、施工業者(元請事業者)が労働基準監督署、自治体に事前調査結果の報告を行う必要があります。
- ☑令和4年4月1日以降に着工する工事に適用され、報告対象に該当する規模の工事であれば、石綿の有無によらず原則全数が報告対象となります。
- ☑報告用Webシステム(石綿事前調査結果報告システム)を使用することで、いつでもワンストップで報告することができます。



<https://www.ishiwata-houkouku.mhlw.go.jp>



※システムは2022年4月1日までに公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます
※システムの利用にはgBizID(gBizプライム又はgBizエントリー)が必要です。gBizIDの発行手続きは→<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果システム

検索

事前調査結果の報告の対象となる工事

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿の有無によりません）。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物	解体	解体部分の延べ床面積が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

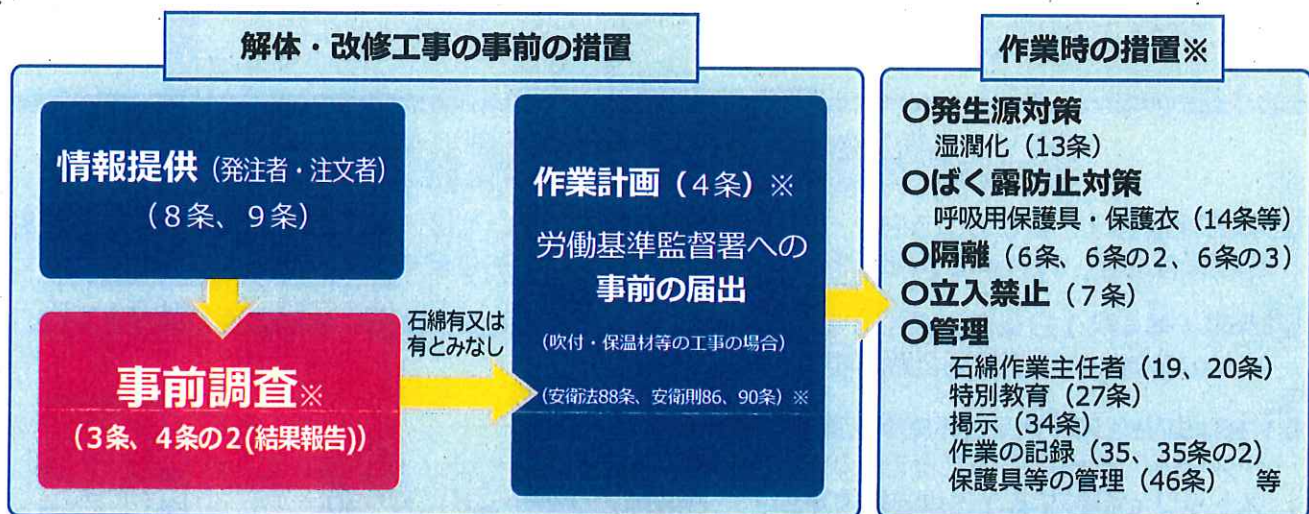
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず必要となります。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有（又は有とみなす）の場合には、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査が適切に行われることは大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!

石綿総合情報ポータルサイトでは、



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、マニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

スマホからはこちら→



事前調査の方法、報告システムについても、こちらから！


石綿総合情報ポータルサイト

検索

建築物等の解体・改修工事の

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

- Point 1** 2022年春から制度が変わります
 }
 2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。
- Point 2** 報告はパソコン・スマートフォンで
 }
 報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。
 【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

- Point 3** 事前の準備が必要です
 }
 石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得していただく必要があります。

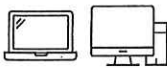

システムでできること(一例)

- 新規申請** 電子申請をおこなう
 }
 パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。
- 下書き保存** テンプレートをつくる
 }
 申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目（元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。
- 一括申請** まとめて申請する
 }
 「プライムアカウント (GビズID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。
- 資料作成** 申請情報の活用
 }
 システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末	 パソコン  スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS (iPadOS) / Android OS
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者
個人事業主

OR

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>



石綿事前調査結果報告システムの運用開始前にユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者	石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
費用	無料 <small>※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びGビズIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。</small>
テスト期間	2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで <small>※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。</small>
URL	https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/
操作マニュアル	石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載



石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



環境省Webサイト

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



ユーザーテストQ&A

Q 参加に必要なものは？

A GビズIDを事前に取得いただく必要があります
ユーザーテストに参加するためには、本運用時と同様にGビズIDが必要となります。今回取得したGビズIDは、本運用時にそのまま利用することができますので、早めに取得されることをお勧めします。

Q どの機能が使えるの？

A すべての機能が使えます
ユーザーテストは、本運用時と全く同じ環境で実施しますので、申請機能以外にもすべての機能を利用いただき、操作を試していただくことが可能です。

Q 実際のデータを使うの？

A 申請データは架空のものでも構いません
実際の事前調査結果報告データを入力・申請する必要はありません。実際のデータを入力していただいても問題ありませんが、ユーザーテスト終了後にデータは消去されます。

Q データはどうなるの？

A 申請データは消去されますがアカウントの設定は残ります
ユーザーテストにおいて入力・申請された申請データは、ユーザーテスト終了後にすべて消去されます。ただし、ユーザーアカウント(ID・パスワード・グループ機能)に関する設定は、本運用にそのまま引き継がれます。

Q 動作不良がありました。どうすればよいですか？

A はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプデスクに問い合わせをお願いします。

問い合わせ対応に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせについて回答することをお約束するものではなく、よくあるご質問については、操作マニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただく場合があります。ご理解をお願いします。

ユーザーテスト・本運用のスケジュール(予定)

